

## 令和6年度 第3回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和6年（2024年）11月21日（木）15時00分～16時50分

2 場所 山崎浄化センター管理棟 1階 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（五十音順）

堀江信之会長（公益社団法人日本下水道協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、岩村千恵子委員（鎌倉市管工事業協同組合）、風間しのぶ委員（東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻）、北原圀彦委員（市民公募委員）、小碓聡史委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、酒井航委員（日本下水道事業団事業統括部）、田中重代委員（鎌倉市建設業協会）、安井孝委員（東京地方税理士会鎌倉支部）

#### (2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、杉浦都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、安富企画課長、山戸総務部次長兼財政課長、廣瀬下水道経営課課長補佐、白取下水道経営課担当係長、矢口下水道河川課担当係長、遠藤下水道河川課担当係長、木村浄化センター所長補佐、花田浄化センター担当係長、大八木浄化センター担当係長

#### (3) 事務局

根本下水道経営課担当係長、畠山下水道経営課主事、堀下水道経営課事務職員、指田下水道経営課事務職員

### 4 議題

- (1) 投資・財政計画について
- (2) 下水道使用料の改定について
- (3) その他

### 5 会議の概要

(会長) 皆さまお揃いですので、令和6年度第3回の鎌倉市下水道事業運営審議会を開会したいと思います。

初めに事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。

(事務局) はい、よろしくお願ひいたします。初めに、本日の委員の出席状況について報告します。

本日の委員出席状況につきましては、9名中9名の御出席をいただき、鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日傍聴希望はありませんでした。

続きまして、会議資料の公開について報告します。会議資料につきましては公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日の資料については、資料一式を机上に配付しております。また、次第に記載の参考資料についても、ファイルにまとめて机上に用意してございますので、適宜御覧ください。

なお、本日の会議につきましても、委員個人の名前を記載しない形で会議録をホームページに公開いたします。ここまでで何か質問はございますか。

(委員からの発言なし)

(会長) よろしいでしょうか。それでは会議を進めます。次第3、議題「(1)投資・財政計画について」は、議題「(2)下水道使用料の改定について」と互いに関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

(事務局) 議題「(1)投資・財政計画について」と、議題「(2)下水道使用料の改定について」を一括して説明します。

初めに、今年度開催した審議会の振り返りについて説明いたします。資料1「令和6年度鎌倉市下水道事業運営審議会経過」を御覧ください。画面には資料1と同様の内容を映しています。

令和6年度の審議会は、本日を含め3回開催しております。第1回は令和6年7月18日です。第1回では、「①下水道使用料の改定について」、「②鎌倉市公共下水道経営戦略の改定について」を諮問させていただき、鎌倉市公共下水道経営戦略の概要の説明、令和3年2月答申に対する本市の取組状況の説明、令和8年度の改定に向けた令和5年度の改定の内容の説明をいたしました。審議会では、これらを踏まえて、令和8年度の改定に向けた投資・財政計画の試算について、11月頃に報告を行うこととしました。

次に第2回です。第2回は令和6年10月3日で、仮称、鎌倉市雨水管理総合計画の取組状況について説明、鎌倉市公共下水道経営戦略の進捗状況について説明いたしました。

第3回、本日令和6年11月21日です。本日は現在の投資計画の進捗状況について報告を行い、その後進捗状況を踏まえた、改定する投資計画について説明を行います。

次に、使用料改定に当たっての論点を説明、共有した上で、第1回審議会で宿題としました令和8年度改定に向けた投資・財政計画の仮試算について報告を行います。

以上が令和6年度の鎌倉市下水道事業運営審議会の経過です。

次に、現在の経営戦略で策定している投資計画について、現在の進捗状況を説明します。資料2「投資・財政計画(令和3年3月策定)進捗状況」を御覧ください。画面には資料2と同様の内容を映しています。

中期目標は、現在の経営戦略に定めたもので、30年後の鎌倉市の下水道事業の長期目標を想定し、10年間に行うべきことを中期目標としたものです。

その下に令和6年度末における見込みを記載しました。この見込みは第2回審議会で報告を行いました「鎌倉市公共下水道経営戦略の進捗状況」を簡略化し記載したものです。それでは令和6年度末における見込みを説明します。

下水道終末処理場については、七里ガ浜下水道終末処理場は山崎下水道終末処理場への一元化の進捗を踏まえ、建物の部分的な耐震化を進めています。また、山崎下水道終末処理場は、耐震化を進めつつストックマネジメント実施計画に基づいた設備・改築更新を行っています。

次に、緊急輸送路の污水管は、ストックマネジメント計画に基づき、修繕改築を順次行っています。また、民間開発団地の污水管は、状態把握のため、包括的民間委託によりスクリーニング調査を実施し、さらに必要な箇所の詳細調査を実施しています。

次に、雨水管等は状態把握を行い、対策が必要とした箇所の修繕改築計画を策定し、修繕改築を実施しています。

最後に、持続型下水道幹線再整備事業は、鎌倉処理区と大船処理区を統合し、山崎下水道終末処理場に処理機能を集約し、一元化する検討を進めています。

ここまでが、現在の経営戦略に定めた中期目標に対する令和6年度末の見込みの進捗状況です。

次に下の表です。この表は、現在の経営戦略に定めた主な投資計画について、記載している工期等と、令和12年度までの見込投資額に対して、上の表で説明しました、令和6年度までの進捗を、見込投資額と執行率として追記したものです。

なお、投資計画には、計画を見直した事業がございますが、工期等及び令和12年度までの見込投資額は、計画を変更する前のものを記載しています。

以上が、投資・財政計画 令和3年3月策定の進捗状況です。

次に、ただ今説明しました現在の経営戦略の進捗などを踏まえ、次期経営戦略において見込む、主な投資計画について、資料3「主な投資計画総括表」で説明します。画面には資料3と同様の内容を映しています。

初めに、基本方針です。基本方針は、現在の経営戦略を引き継ぎ、「予防保全への転換」と「下水道施設の脆弱性の解消」としています。

「予防保全への転換」は、破損等する前に危険度に応じた修繕改築を行う「予防保全型管理」を順次導入すること、事故の発生抑制及びコストの縮減・平準化することを方針とします。また、「下水道施設の脆弱性の解消」は、災害時にも機能する下水道を整備すること、雨水施設の整備、修繕・改築をすることを基本方針としています。

これらの基本方針に基づき、発生の危険性や可能性がある課題を整理

し、取組方針を決定し、令和6年度末の見込到達点を踏まえ、次期の経営戦略における、令和17年度末における目標の数量、目標を達成するための投資額を記載しました。

上から番号順に説明します。初めに、番号1です。課題は、山崎下水道終末処理場の機器が老朽化により、突発故障する危険性です。課題に対する取組方針は、ストックマネジメント手法を活用した計画的な予防保全と事業費の平準化を行います。この取組に基づく投資額は、約379億円です。

続きまして、番号2、番号3です。課題は、污水管きよが老朽化により、破損等し、大雨時の浸入水に伴い溢水や道路陥没が発生する危険性です。課題に対する取組方針は、修繕改築計画を更新し、計画的かつ効率的な工事を実施します。取組は、番号2、緊急輸送路の污水管修繕改築事業と、番号3、民間開発団地の污水管修繕改築事業で行い、これらの取組に基づく投資額は、それぞれ、約1.2億円と、約1.7億円となります。

続きまして、番号4です。課題は、雨水管きよや雨水排水施設が老朽化により、破損等し、道路陥没や護岸倒壊が発生する危険性です。課題に対する取組方針は、緊急輸送路、雨水幹線の修繕改築計画を策定し、計画的かつ効率的な工事を実施します。この取組に基づく投資額は、約1.6億円です。

続きまして、番号5です。課題は、旧規格のマンホール蓋が老朽化により、破損や摩耗、浮上し、交通事故が発生する危険性です。課題に対する取組方針は、重要な污水幹線におけるマンホール蓋を調査し、その結果に基づき、修繕改築計画を策定し、計画的かつ効率的な工事を実施します。この取組に基づく投資額は、約0.9億円です。

ここまでの、基本方針「予防保全への転換」に向けた取組です。

ここから、基本方針「下水道施設の脆弱性の解消」に向けた取組です。

初めに、番号6です。課題は、地震に伴う液状化により、マンホールが浮上し、重要な幹線の機能が低下する危険性です。課題に対する取組方針は、鎌倉市下水道総合地震対策計画（第Ⅲ期）を策定し、計画的かつ効率的な工事を実施します。この取組に基づく投資額は、約1.2億円です。

続きまして、番号7、番号8です。課題は、地震や津波浸水によって、中継ポンプ場が機能停止することにより、污水が溢水し、公衆衛生が悪化する危険性があること、また、地震により七里ガ浜下水道終末処理場が倒壊する危険性です。課題に対する取組方針は、まず、番号7です。鎌倉処理区と大船処理区を統合し、污水处理の機能を山崎下水道終末処理場に一元化すること、また、6箇所の中継ポンプ場を廃止し、自然流下により送水します。この取組に基づく投資額は、約380億円です。次に番号8です。番号7の持続型下水道再整備事業を考慮し、建物の一部の耐震化を実施します。この取組に基づく投資額は、約12億円です。

続きまして、番号9です。課題は、地震により山崎下水道終末処理場で

の下水処理が停止する危険性です。課題に対する取組方針は、ポンプ、沈殿池、消毒設備に関連する建物を中心とした耐震化を実施します。この取組に基づく投資額は、約 124 億円です。

以上が、次期経営戦略の主な投資計画です。この後、使用料改定に当たっての論点と、ただいま説明しました令和 17 年度までの投資額と、下水道使用料などの収入額を組み合わせた投資・財政計画について説明いたしますが、ここまで、御質問等はございますか。

(委員) 番号 7 番の、6 年度末の見込到達点で、七里ガ浜処理場から山崎に下水道を通すときのルートのことですが、ルートの検討や地質調査を行ったと書いてあります。ルートは主に公道の下を通るのか、それとも道路に関係なく一直線に行くのか、もちろんどちらか一方ということではないと思いますが、おおむねどのような感じか教えてください。

(担当課) 基本的に、道路の下を通すという方向で検討しております。

(会長) その他には何かありますでしょうか。

私から、資料の 2、戦略で見込んだ投資の進捗のところですが、下の表で令和 12 年度までの 10 年間の投資予定ですが、令和 6 年までの 4 年分、10 分の 4 ほど終わっている見当が、現実には少し低い感じがします。この点は、主に何の部分がそうなのか、分かったらお願いできますか。

(担当課) 4 番目、下水道終末処理場の耐震化改築に関して、12 年度までの見込投資額 190 億に対して令和 6 年度までの見込投資額実績額が 4.1 億円とかなり少額であります。令和 6 年までの段階は、ストックマネジメント計画の策定や、耐震診断などの事務的な経費を使用しております。実際の多大なお金がかかる改築工事に関してはこれからということになっているため、達成率が悪いという状況になっております。

(担当課) 下水道河川課の方で担当する緊急輸送路の污水管修繕改築や、雨水管並びに雨水調整池の修繕改築に関わる部分ですが、ストックマネジメントの予防保全で、当時令和 3 年度に策定しました経営戦略の中では、「ある程度の修繕が必要だ」ということで、緊急度の高い部分を多めに見込んでいた部分があったのですが、その後の調査や、工法が可能だとか不可能だとかという部分も含めて再考した中で、それほど修繕をする必要がなくなったものを、現状の工法ではできないので事後保全、修繕改築の計画に伴わない、すぐに修繕しなければならないという部分もある関係上、見込投資額の執行率的には予定の半分ぐらいの数字になっているというような状況です。

(担当課) 持続型下水道幹線再整備事業ですが、当初は七里ガ浜処理場で処理を

するために、その近くに新七里ガ浜ポンプ場を整備して事業を進めるということでした。しかし、新七里ガ浜ポンプ場の整備は規模的に難しいことや、七里ガ浜処理場の耐震性の問題が課題になったため、方針を転換して、処理区を統合して処理場を一元化するという方針に変わりました。この検討に時間を要し、執行額が少なくなっております。

(会長) そのような状況で全体として投資額は、まだかなり低いところで止まっているということかと思えます。

他には何か御質問等ありますか。特になければ、次の説明をお願いいたします。

(担当課) それでは投資・財政計画の仮試算の前に、使用料改定に当たっての論点について説明させていただきます。

資料は4-1を御覧ください。使用料改定に当たっての論点としては、まず「改定率」があります。改定率は投資・財政計画を策定し、使用料改定の必要性を確認した上で、財源不足を解消するために必要となる使用料を算出し、判断するものです。令和5年度改定時には、経営戦略に基づき、使用料単価を最低限の目安とされる月1立方メートル当たり150円とすることを目標とし、令和2年度の有収水量を基に必要な使用料収入を算出いたしました。

次の論点としましては、「使用料体系」があります。使用料体系とは、使用料対象経費を個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるのかを体系化したもので、「区分」と「累進度」を合わせて検討する必要があります。

資料4-2を御覧ください。こちらは、鎌倉市の現在の使用料体系です。鎌倉市では、水量により使用者を区分した上で、基本使用料と従量使用料を組み合わせる「二部使用料制」を採用しており、基本使用料には、日常生活を送る上で最低限必要な水量である「基本水量」を設けています。また、汚水量が大量になるほど1立法メートル当たりの使用料単価を高く算定する「累進使用料制」となっています。

資料4-1にお戻りいただき、令和5年度改定時には、まず鎌倉市の現状の確認を行い、小口使用者が多数を占めること、人口減少や節水型の機器の普及などが今後も続くことなどから、大口使用者に頼るのではなく、受益者全体で下水道事業を支える体系を検討することとなりました。それを受け、中間層の料金区分の細分化、基本使用料区分の10立方メートルまでの拡大、基本使用料の比率を高める、全区分一律改定という四つのパターンで試算を行ったところ、区分の細分化や基本使用料区分の拡大は、区分ごとの不公平感が出やすいという結果になりました。そのため、令和5年度の改定においては、現行の区分を維持し、次回以降、接続に対して一律に負担する基本使用料のあり方を検討するとして、累進度を下げ、基本使用料による回収割合を高めるこ

ととしました。

前方のスクリーンを御覧ください。前回の使用料改定の際にいただきました答申になりますが、こちらの5ページの下グラフを御覧ください。こちらは、使用水量別の1立方メートル単価を、改定の前後で比較したグラフになります。こちらを見ていただくと、水量が多くなるほど、1立方メートルの単価が逡増しているということがお分かりいただけるかと思えます。

資料4-1にお戻りください。最後の論点が、「減免制度」についてです。鎌倉市では、福祉的な支援として、障害者や要介護者などを対象として、基本水量である8立方メートルまでの使用料を減免しています。令和5年度改定時には、減免制度についての議論は行っていませんが、直近の制度の見直しとしては、生活保護受給者の減免について、生活扶助費に下水道使用料相当額が含まれていることから、令和3年4月にこちらの制度を廃止しております。

以上のことを踏まえ、令和8年度改定に向けて議論していただきたい内容について、赤枠を御覧ください。

まず、一つ目の「改定率」については、経営戦略上は、資本費算入率50パーセントを目標として、改定することとしています。

資本費算入率については、資料4-3を御覧ください。こちらは、この後で説明いたします「投資・財政計画 仮試算その1」の令和8年度から令和10年度の平均額を用いて作成した、資本費算入率のイメージ図になります。「資本費算入率」とは、動力費、修繕費、材料費といった、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用である「維持管理費」に充当した残りの使用料が、減価償却費等、下水道施設を整備するために必要な費用である「資本費」に、どれだけ充当されているかの割合です。イメージ図において、維持管理費約27.6億円を全額賄った上で、資本費約15.3億円の50パーセントを使用料で賄っている状態が、「資本費算入率50パーセント」となります。この目標を達成するためには、約35.2億円の下水道使用料が必要となり、約7.8億円の不足を解消するためには、28.5パーセントの改定が必要になります。なお、現在の経営戦略では、令和8年度の改定率を約10パーセントと試算しており、改定率の大幅な上昇理由については、この後、投資・財政計画の仮試算の説明の中で解説させていただきますが、市民の負担感や社会情勢等を踏まえた上で、適切な改定率についての議論をお願いできればと思います。

引き続き資料4-1と資料4-2を、併せて御覧ください。赤枠の二つ目、「使用料体系」の「区分」については、基本水量を含めた基本使用料のあり方及び各区分の水量についての議論が必要となります。近年、世帯人数の減少などにより排水量が減少していることから、基本水量に満たない利用者には、不公平感を抱かせる懸念があります。全国的な傾向としながらも、基本水量を見直す傾向にあり、横須賀市では、令和5年

4月の改定時に、基本水量を廃止しています。また、水道事業にはなりますが、横浜市が令和3年7月から基本水量を廃止、神奈川県が令和6年10月から基本水量を8立方メートルから4立方メートルに変更しています。

続いて「累進度」について、前回は、受益者全体で下水道事業を支えるため、累進度を下げる改定を行っており、今回もどのような累進度を設定するのかを決定する必要があります。

ここで、資料4-4を御覧ください。第1回審議会で御質問をいただきました区分ごとの使用料回収割合を、グラフにまとめたものになります。こちらは、各年度の調定実績を基に試算した割合で、令和5年度については、実際には旧単価も含まれますが、増加傾向を確認するため、全て改定後の新単価で計算しております。なお、減免分については加味してございません。グラフのうち、一番左の0立方メートルから8立方メートルまでが、基本使用料の区分となります。令和5年度改定に向けた審議の際に用いた、令和2年度の実績では31.86パーセントでしたが、令和5年度では33.76パーセントと、1.9パーセント増加しています。ただし、改定実施前の令和3年度、4年度についても増加傾向が見られることから、有収水量が減少する中、年々調定件数が増加していること、つまり小口使用者が増加していることなども影響しているものと考えられます。

資料4-1にお戻りください。赤枠の最後、「減免制度」です。使用料体系の検討の中で、仮に基本水量を変更するとなった場合には、減免水量をどうするかについても、議論いただければと思います。

使用料改定に当たっての論点は以上となりますが、資料4-5として、第1回審議会で御質問をいただきました、令和5年度改定時の問い合わせ内容をまとめましたので、御覧ください。こちらは、問い合わせの内容を項目別に集計したもので、問い合わせの件数としては312件ですが、複数の項目について御質問があった場合には、それぞれの項目にカウントしているため、合計355件となっています。具体的な内容については、主なものを記載しています。

円グラフのとおり、「減免」と「金額・計算方法」に関する内容が大多数ではありましたが、具体的な内容に記載のとおり、今までの改定状況の確認や、値上げに対する反対の御意見、逆に定期的な見直しを求める御意見、また下水管の管理方法についての御質問などもありました。一部、検針や漏水など、水道に関するお問い合わせも複数ありましたので、こちらについては、水道営業所の連絡先を御案内させていただいたところです。以上になります。

(事務局) 続きまして、先ほど説明しました主な投資計画と、ただいま説明した使用料改定に当たっての論点を踏まえて、仮試算した投資・財政計画について説明します。

A3横の資料5「投資・財政計画 仮試算その1」を御覧ください。画

面には資料5と同様の内容を映しています。

初めに、表の構成について説明します。表は億円単位で作成しており、上段は「収益的収支試算」で、下水道事業の営業活動に伴い発生する収益的収入とそれに対応する収益的支出を計上しています。主なものとして、収益的収入には、サービスの提供の対価として料金収入などを、収益的支出には、サービスの提供に要する職員給与費や経費の他、現金の支出を伴わない資産の減価償却費などを計上しています。

中段は「資本的収支試算」で、資本的収入には投資を行うために借り入れた企業債や国からの補助金などを計上し、資本的支出には、先ほど説明しました主な投資計画を資本的支出・建設改良費に計上しています。また、借り入れた企業債の償還金は、資本的支出・企業債償還金に計上しています。

下段は、「他会計繰入金収支試算」で、一般会計から下水道事業会計の繰入金を充当する区分で収益的収支分、資本的収支分に分けて計上しました。なお、「収益的収支試算」は、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで、「資本的収支試算」は税込みで作成しています。

次に投資・財政計画の試算結果について説明します。説明は主な項目について説明します。左側に行番号を振っていますので御参照ください。

まず、上段の表「収益的収支試算」です。行番号2、収益的収入「(1) 料金収入」ですが、こちらにつきましては、全体の収支を説明した後、最後に説明します。

次に、行番号6「(2) その他」は、主に長期前受金戻入で、取得した工事等の財源とした補助金等を、減価償却に対応して収益化したもので、現金の収入を伴わない収益です。令和7年度は、31億円ですが、令和17年度には、36.7億円となる見込みです。

次に、収益的支出です。9行目「(1) 職員給与費」及び10行目「(2) 経費」は、人件費や物価の上昇率を見込み、毎年上昇し、令和17年度には、職員給与費は3.2億円、経費は31.8億円になると試算しました。経費には、施設の運転に要する動力費や修繕料、運転管理に係る委託料などを計上しています。11行目「(3) 減価償却費」は、現金の支出を伴わない経費で、投資による下水道資産の増加に対応するもので、令和9年度以降、令和17年度まで毎年増額するものと試算しています。続きまして、12行目「2. 営業外費用」は、主に借入れた企業債の利息で、近年の借入利率の上昇を反映し試算を行い、投資額の増加に伴い、令和17年度には、12.1億円と試算しました。

次に、15行目「当年度純利益」は、収益的収入の収入計から、収益的支出の支出計を差し引いた金額で、その年度の営業活動により発生した利益を計上しています。また、16行目「繰越利益剰余金」は、その年度に発生した当年度純利益から、補てん財源を差し引いた金額を、翌年度の「繰越利益剰余金」に計上しています。

次に、中段の表「資本的収支試算」です。17行目、資本的収入「1. 企

業債」及び19行目「国（都道府県）補助金」は、資本的支出に計上している建設改良を行うために借入れた企業債や、国からの補助金などを計上しています。これらの金額は、資本的支出の建設改良費に連動し、投資金額が最も大きい令和17年度には、企業債60.8億円、国補助金75.1億円を計上しています。次に18行目「2.他会計補助金」は、下段の表「他会計繰入金収支試算」の説明をする際、併せて説明します。

次に、資本的支出です。21行目「1.建設改良費」は、先ほど説明しました投資計画を反映させており、投資額が大きい山崎下水道終末処理場のストックマネジメント事業は、令和17年度までに約379億円を投じます。また、持続型下水道再整備事業は、令和17年度までに約380億円を投じます。建設改良費は、これらの投資が重なる令和13年度以降は、毎年約100億円以上を見込んでいます。

25行目「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」は、24行目「資本的支出・計」から20行目「資本的収入・計」を差し引いた金額で、この不足額を26行目「補てん財源」で補てんしています。

次に、下段の表「他会計繰入金収支試算」です。他会計繰入金とは、一般会計、つまり鎌倉市からの繰入金で、収益的支出に対応する繰入金は、29行目「収益的収支分」に、資本的支出に対応する繰入金は、30行目「資本的収支分」に計上しています。令和13年度以降は、総務省が定める基準に該当するもの以外の繰入金、いわゆる基準外繰入金については計上していません。そのため、令和13年度から令和17年度までは、減額となっています。

続きまして、説明しました投資・財政計画を基に、試算した下水道使用料について説明します。資料は4-2「資本費算入率イメージ」を併せて御覧ください。まず、試算の前提条件として、現在の経営戦略に基づき、令和8年度に資本費算入率50パーセントを目標とした改定を、令和11年度に資本費算入率60パーセントを目標とした改定を行うものとししました。また、下水道使用料の算定期間は3年から5年が適当とされていることから、令和11年度から5年後の令和16年度に、令和11年度と同様の資本費算入率60パーセントを目標とした改定を行うものとして試算を行いました。

その結果、2行目「料金収入」は、令和7年度に27.4億円ですが、資料4-2で説明いたしましたとおり、令和8年度から令和10年度までは35.2億円、令和11年度から令和15年度までは42.3億円、令和16年度から令和17年度までは50.3億円が必要との試算結果となりました。なお、改定率は、令和8年度に約28.5パーセント、令和11年度に約20.1パーセント、令和16年度に約18.9パーセントとなり、現在の経営戦略策定時に見込んでいた改定率は、令和8年度に約10パーセント、令和11年度に約12パーセントとしていたことから、大幅な改定率になることが分かりました。大きな理由といたしましては、主に経費です。現在の経営戦略において、令和8年度の経費は、20.7億円と見込んでいましたが、

今回、試算した結果、29.3億円、単純比較で約42パーセント増と見込んでいます。主に、近年の燃料費等の高騰から、施設の運転に必要な動力費などや人件費の高騰による修繕費が増額となったものです。

以上が、投資・財政計画の仮試算となりますが、前回、令和5年度の下水道使用料の改定から変化した、社会情勢につきまして、水道料金の改定について説明いたします。今回委員に御協力いただき、お手元に参考に、神奈川県営水道の広報紙「さがみの水」等、水道料金改定のお知らせというパンフレットを配付しておりますので、併せて御参照ください。

本市の下水道使用料は、神奈川県が県営水道の水道料金と一括して徴収していますが、水道料金について、今年10月に18年ぶりの水道料金の改定が行われました。この改定は、令和6年、7年、8年と3段階で行われるもので、現行料金と比較した場合の平均改定率は、令和6年10月から16パーセント、令和7年10月から19パーセント、令和8年10月から22パーセントとなっています。

また、家事用、業務用など使用者の使用用途によって異なる料金設定、いわゆる用途別料金体系を、水道メーターの口径別に応じて料金を設定する、いわゆる口径別料金体系へ変更するとともに、口径別に基本水量と基本料金が設定されました。一般の御家庭の場合、基本水量が8立方メートルから4立方メートルに、基本料金が710円から846円に変更され、5立方メートルから8立方メートルの従量料金区分が、新設されました。

なお、県が障害者世帯などを対象としている、水道料金の減免制度については、基本水量を4立方メートルに変更することにより、5立方メートル以上お使用の方に影響が生じないように、改定前の基本水量である8立方メートルまでの使用分を減免することとしています。

以上で、説明を終わります。

(会長) ただいまの御説明についての質問、御意見等のところなのですが、一旦ここで休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

(会長) それでは会議を再開します。先ほど事務局から、今回の投資・財政計画の仮試算の結果、下水道使用料の改定については、令和8年度では28.5パーセントと、経営戦略当時に見込んでいた改定率よりかなり大幅なものになるという説明がありました。

経営戦略を作ったときも、試算を繰り返して、市民の負担を考慮して改定を見込んでいたわけですが、今の説明につきまして、何か御質問とか御意見とかありますか。

(委員) 前々回、7月の第1回の時に水道の休止届の質問をしましたが、実は

もう一つ忘れていたことがあります。それは、資料4-1で言うと、減免制度のところにも関わるかもしれませんが、それから基本料金のところにも関わるかもしれないことです。鎌倉市内には、井戸水を使っている家庭が相当数あると聞いておりますし、実際そのようなところも知っていますが、まずその井戸水を使っている世帯の水道料金がどうなっているか、それから下水道料金はどうなっているかということをお教えください。

(担当課) 井戸水を使っている方の下水道使用料についてですが、通常は、下水道使用料は水道を使っている方に関しましては水道の水量をイコール排水量として賦課させていただいておりますが、井戸水の方に関しては水道の使用水量がありませんので、井戸水としての使用水量を報告させていただいて、その水量に基づいて、下水道使用料を賦課させていただいております。基本的にはメーターをつけていただいた上でその水量を報告の上、賦課させていただいているのですが、それが難しい場合には、世帯の人数などを加味して、平均的な使用量ということで、1人当たり何立方メートルということで、定額での賦課をさせていただいているという形になります。水道料金についてはもちろんお使いになっていらっしゃる分は賦課されていないという状況になります。

(委員) 確か茅ヶ崎市の例ですと、1人だけの世帯、それから2人以上の世帯というように具体的に8立方メートルとか4立方メートルとか2.5立方メートルとかあったと思うのですが、実はずっと前の審議会で下水道料金を検討したとき、「細かいデータをもう少し厳密にすべきだ」という意見が出ました。井戸水を使っておられるところが周りから見ると明らかに下水道料金を免れているといたしますか、非常に安く、過小に申告しているように見えて不公平だと思うから、料金改定の際にはその辺をなるべく透明化する。もちろん実際には、申告してもらえないとは思いますが、他市町村の状況も踏まえて、もう少しはっきりさせて、正直に申告しているのに、疑われるのも気の毒ですし、その反対も困りますので、少しそのところも検討していただけたらと思います。

(担当課) 御意見ありがとうございます。井戸水を使われている方ですと、一般の御家庭の方もいらっしゃるのですが、工場などで使われている水量がかなり多くなっています。そういう工場といったところは個別にメーターを設置してくださっていて、検針の写真の写し等を送っていただいた上で賦課していますので、そちらは確実な数値となっているかと思いません。逆に一般の方も、メーターを付けられる方はそれで計測して送っていただいておりますし、人数で賦課する場合についても一般的な水量での賦課になってくるので、今、だんだん1人当たりの使用水量が減ってく

る中で考えると、逆に少し多めぐらいの感覚の方が多いと普段の賦課の中では感じているところではございますが、今いただいた御意見等も参考にしながら、また今後検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

(委員) 今の説明でよく分かりました。ここからは意見です。水道料金表に合わせ、最低使用料金といいますか、基本料金は今8立方メートルになっていますが、今後はその半分の4というのを新設せざるを得ない、新設した方が良くということを感じます。

(担当課) 御意見ありがとうございます。またこの審議の中で皆さんから他の意見も伺いながら、基本水量について方向性を定めていただければと思いますのでよろしくお願いします。

(会長) その他に何か御質問とか御意見はありますか。

(委員) いくつか細かい点も含めて確認をさせていただきたいと思います。一つが、ファイルで綴じていただいています参考の2の24ページ、25ページですが、鎌倉市公共下水道経営戦略資料編ということで、今日配っていただいています資料2の、より詳細版といいますか、この部分のところでの確認です。

先ほど下水道終末処理場の令和6年度までの執行見込みで4.1億円ということで、執行率約2.2パーセントというお話などがあったかと思うのですが、こちらの表の図で見ますと、下水道終末処理場の修繕改築工事で、全体189億7,300万円、約190億円を令和12年度までに事業費として立てますということで、その時の令和6年度を見ると、七里ガ浜の処理場の関係で、今年度で17億1,200万積んでいるという計画になっていたと。そちらの方は先ほど耐震などの関係で事務的な作業が多いので、そこまで進んでいないというお話があったかと思うのですが、ということは、これはだんだん後ろ倒しになっているという理解で良いのでしょうか、という話の一つ。というのは、元々の今考えられている投資計画の190億のうちの4分の1に相当する額が動く可能性があるのかどうかということが1点目の質問です。

細かいことを言うと、緊急輸送路の污水管や雨水修繕工事なども、執行率が9,000万や8,000万という数字に対して、令和6年度が4,500万や5,600万など、少し数字ずれているというのは少し小さいところで、数千万単位はずれているものの、執行含みで言うと2倍かかっているとも考えられるので、この辺も少し気になります。これはもし分かれば後で教えてくださいというのが、ついでの質問です。

もう一つ大きいのが使用料関係のお話で、資料の4-2と4-3でそれぞれの内訳で出していただいていたと思うのですが、今は8立方メート

ルから 20 立方メートルまでの水量を使われている方で、使用料金の実に 6 割ほど、60 パーセントを超える人たちがこの区分の中に入っていると、残り 20 立方メートル以上で大体 40 パーセントぐらいということになっているのですが、要は 8 立方メートルから 15 立方メートル、15 立方メートルから 20 立方メートル、20 立方メートルから 30 立方メートルという細かい区分を多少作られていて、30 立方メートル以上は 20 立方メートルや 100 立方メートルなど、大きい区分で分類されていますが、元々現在の使用料体系を作られたときに、この辺をどのような考え方の下に作られていたのかというのを一つ参考で教えていただくと、次の使用料体系を考える上でも参考になると思いますので、今すぐ分からないかもしれないですが、元々作っていたときに、こういうような区分を作った経緯ですとか考え方というのも教えていただけるとありがたいというように思ったところです。いろいろとお願いさせていただきましたが、以上です。

(担当 課) 最初の七里ガ浜下水道終末処理場の耐震の遅れについてですが、元々が平成 25 年度に管理棟の耐震診断を行っておりまして、耐震基準を満たしていない結果となっています。

今回の当初の計画では、それを基に耐震化を進めようと考えておりましたが、管理棟の下の部分の水槽部分、当然こちらも耐震化しないと、上ばかり耐震化しても下が崩れてしまっただけでは建物として成り立ちませんので、下の部分の耐震診断を追加しています。

さらに、平成 25 年度の管理棟の耐震診断では、現行の国から求められているレベル 2、それに対応する基本設計ができていないということで、平成 25 年度に行った耐震診断も一部見直しの診断を行っております。

さらに、水槽部分の耐震診断を行った部分に対して非線形診断を行い、耐震壁の箇所を減らす努力を行っております。その辺に遅れが出ておりまして、詳細設計実施に数年の遅れが出ているというのが七里ガ浜浄化センターの状況です。

(委員) それは当初令和 12 年度までにやるとしていたのが、今約 50 億円分積んでいるのが今後どのように動くのかというところが、元々の疑問だったので、それが遅れているという理由は分かったのですが、それが投資・財政計画上どのような影響を与えるのかということ把握するという意味で、今の御質問をさせていただいたという趣旨です。

(幹事) 七里ガ浜浄化センターについては前回の審議会でも少し触れさせていただいておりますが、耐震診断を令和 2 年度から 3 年度に行いまして、その結果、かなり耐震化が必要で技術的にも対応が困難だということで、令和 2 年の投資・財政計画策定時には施設全体の耐震化を目標に進めており、その総額は 51 億だったのですが、令和 3 年度に診断した結果、下

水道処理施設に求められる耐震化は難しいというような結論に至りました。しかしながら、七里ガ浜浄化センターも当分の間は使っていきますので、人命の確保を優先として、最低限の耐震化は行っていくという方向で今診断を行っております。令和6年度17億円と積んでいるのは、そのような方向で耐震化を図っていった場合の金額になりますので、51億円からはだいぶずれているということになります。

このため七里ガ浜浄化センターは、今現在令和6年度で耐震診断の再診断を行っているところで、その結果を基に、最低限の耐震化工事を進めていくということで、総額に関してはだいぶ下がるというようなイメージで持っていたいただきたいと思います。

一方、山崎浄化センターの方は、令和2年当時の投資・財政計画の総額では130億ということで、こちらの資料3の下の方、9番に山崎浄化センターの総額を示しておりますが、それが124億円となっています。その上が七里ガ浜でして令和17年度までということで12億円となっているのですが、イメージとしては令和2年当時の投資・財政計画の51億円が12億円になるというようなものになります。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(担当課) 2番目の使用料体系についての御質問ですが、平成7年4月1日から現在のこの9区分の体系を採用しているところです。

元々は従量使用料区分一つのところから、大口のところから少しずつ区分を設定していき、小口にだんだんと区分を細分化していったという経緯があります。現在の体系を採用してから約30年という形になっていくところです。当時の詳しい議論までは現状で把握していませんが、この9区分自体が、改定前の水道料金の方の区分と同様の区分を採用しております。使用者側から見たときにはその分かりやすさといった面でも、料金体系が同じということであるかと思えますので、使用者も水量もボリューム感ですとか、分かりやすさなどを加味して、おそらくこのとき設定されたものと思われます。

(委員) ありがとうございます。

(会長) その他には何か御質問や御意見はありますか。

(委員) 今回の委員の疑問に多少関係することですが、この議論をしたときにその議論に加わったものとして申し上げますと、鎌倉市の水道使用量の特徴として、大口が極めて少ない、つまり、どこか大企業があってそこがドンとお任せくださいというようなことは非常に難しく、また傾向としても大企業がますます減っていく中で、下水道を維持しようとする、水道使用量の少ないところで、みんなで負担し合うしかないということ

は、ここでの納得した結論であったと思います。とにかく、使用量が少なくても何とかしていかないと、たまたま今月は使わないというようなことがあっても、下水の接続をしている人にはなにがしかの料金を払ってもらわないと、将来ますますどこかにしわ寄せが行ってしまう、少ない使用量の中で何とかしていこうということが、ここでの皆さんの合意の一つであったと思います。

(会長) ありがとうございます。他にはありますか。

少し私から申し上げますと、先ほど、資料4-3で資本費算入率のイメージがありました。前回改定の審議会では、国でいう最小限、150円にも全く届いていないので、まずここまで改定をとったわけですが、その議論の中で、今の資本算入率が昔の答申目標にも行っていないという議論もあったと思います。今現状で資本費算入率はどの程度なのかが一つ、もう一つは、このグラフを読み解くと、下の方で、令和7年の27.4億円ですと、上の支出の27.6億円の維持管理費にも間に合っていない。逆に言うと、資本費の算入を長期的に増やしていかなければいけないと言っていたのですが、資本費どころか維持管理費すら賄えない収入に現在なっているのとは見えるのですが、そうなのでしょうか。

(担当課) まず1点目の資本費算入率についてですが、令和5年度の実績で約37パーセントとなっています。少し遡ると、令和4年度で約19パーセント、3年度で20パーセントというところですが、令和2年度が49.55パーセントというところなので、かなり年によってぶれがあるといえますか、その年によって算入率に差があるというところになってございます。2点目の資本費算入率のイメージ図のところですが、こちら令和8年度から令和10年度の平均額で作っておりますが、御指摘のありましたとおり、維持管理費が賄えないという状況になります。単年で見た場合には賄える年、賄えない年が出てくるものかと思えます。

(幹事) 1点補足です。過去の資本費算入率が年によってぶれがあるというところですが、これまではやはりどうしても浄化センター、処理場の改築更新というのはかなり費用がかかるものですので、例えば今日御見学いただいた機械設備を大がかりに更新しますと、どうしてもそのような維持管理等が発生し、費用が突出してしまいます。それを避けるために平準化ということで、先ほどの投資のところでも御説明いたしました。今はストックマネジメント計画というものに従いまして、できる限り平準化をして、資本費が年によって増えたり減ったりということがないように取組を続けているところです。

(会長) それともう一つ、先ほどの説明で、前回改定時、3回に分けて次回は10パーセントほどのはずでしたが、今回の仮試算1ではかなり上がって

いたと思います。もう一度その数字を教えてください、この資料5の表で言うと、何が効いて大幅に上げなければいけなくなったか、分かっていたら少しお話しいただけますか。

(事務局) まず初めに当初の経営戦略で見込んでいた改定率になりますが、参考資料の参考1に経営戦略を落としてございまして、その45ページ目をお開きください。

45ページ目で、現在の経営戦略の下水道使用料の改定に当たって、試算した結果が載っております。現在の経営戦略で採用しておりますのは、試算4、10年間で3回の改定を行うケースになります。こちら45ページに記載の試算4が今回経営戦略において改定を行う予定のものでして、「2回目、令和8年度の改定では」というところです。最後の方にその際の改定率は約10パーセントとなりますので、令和8年度の改定では約10パーセントを見込んでおります。次に3回目、令和11年度ではその改定率は約12パーセントと見込んでいました。

今回試算を行いまして、その改定率は、令和8年度の改定は現在の経営戦略約10パーセントに対して約28.5パーセント、令和11年度の改定は約12パーセントに対して約20.1パーセントとなります。令和11年度の約20.1パーセントという改定率は、令和8年度に28.5パーセント改定を行った使用料に対してさらに約20.1パーセントの改定を行うという試算になっております。

続きまして、今回の改定率が大幅なものとなった理由につきまして説明いたします。今お手元を開いていただいております、参考の経営戦略の52ページ、53ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。52ページの上には表4-3投資・財政計画(概要版)(1/2)と記載があります。今回配付させていただきました資料5「投資・財政計画 仮試算その1」がこちらの現在の経営戦略に対応して新しく作成させていただいたものです。一番大きく伸びていると感じているのは経費でございまして、資料5の行番号10が経費になります。こちらの経費が令和8年度におきましては約29.3億円となっておりますが、現在の経営戦略に示しております経費につきましては、右が参考資料の53ページ右側の令和8年度にございまして、20.7億円にございまして、20.7億円から約10億円増えまして29.3億円。現在の経営戦略では、令和8年度から令和12年度まで約20億円を見込んでおりましたが、今仮試算した仮試算その1の経費につきましては令和8年度の29.3億円ですが、その後物価上昇等もございまして、令和17年度には約31億円まで伸びると試算しております。この辺りが、改定率が大幅になる原因ではないかと分析しております。

(会長) 経費は何と何と何ですか。

(事務局) 経費は、今資料5にお配りしておりますA3横の表の2ページ目に細かい内訳が載っております。経費としましては、動力費、修繕費、材料費や運転管理の委託料などを計上しています。

(幹事) 補足させていただきます。令和3年3月に経営戦略を策定しまして、10年間の見込みを行いました。このときも実は物価の上昇率は少し見込んでおります。このときの、いわゆるデフレーターと言われている一般的な上昇率、物によって多少違うのですが、鎌倉市でも1パーセントから2パーセント程度は見込んでいて、本当はそれで賄えていくはずだったのですが、近年の人件費や動力燃料費等々かなり上がってきておりまして、これがそのまま鎌倉市の委託料、要は民間の方に維持管理をお願いした費用が、当然民間の方々も人を使いますので、人件費分が跳ね返ってきているところが近年大きく響いています。

資料の4-3出せますか。先ほども御質問ございましたが、結果、この上の段の青く塗られている維持管理費なのですが、ここが大幅に伸びてきてしまっておりますので、今の下水道使用料のままでいくと、維持管理費すらままならないと。先に、今現在維持管理費は、基本全額100パーセント下水道使用料で賄っておりますので、下水道使用料は維持管理費に充てると。そこからまだ余剰として残った分が資本費に回るということなのですが、この維持管理費がかなり大幅に伸びてきてしまっているというところで、資本費へ回してあげる下水道使用料が今だいぶ少なくなってきたと、それを50パーセント入れるということで試算しますと、使用料の改定率が28.5パーセントですとか、20.1パーセントなどの大幅な改定になってしまうというのが今の試算の現状でございます。

(会長) 今の説明によると、毎年の維持管理は20億7,000万円ぐらいだったものが29.3億円、4割上がっているという計算になりますか。確かに各家庭でも電気代、この3年ほどで3割くらい上がっています。下水道の維持管理をしていくだけで主な項目が4割上がってしまい、資本費の算入率を上げようと考えていたが、上げるどころか資本費を全く賄えず、運転費すら足りなくなるということですね。

(幹事) はい。

(会長) ということは分かりました。何か御質問、御意見等、他にありますか。

(委員) 御説明ありがとうございます。今後料金を考える上で、資料5の試算というのは今仮試算ということでお出しいただいておりますけれども、これを見ながら考えていくということに最終的にはなろうかと思っております。その中で今、会長も含めまして様々な委員の方からそれぞれに御質問あ

ったかと思いますが、これ今数字が並んでいるだけになっておりますので、結局、現行の経営戦略を立てたときの様々な与件、例えば収入でございますと、料金収入のベースとなる使用水量はどういう形で当初は見込んでおり、それは今回変えたのか変えなかったのか、あるいは支出の方でございますと、例えば今言った電気代や委託費、修繕費、動力費、そういったものについて、この時点ではこう見込んでいたけれども、今回の仮試算では、こういった与件で見込みましたですか。例えば、物価上昇率は当時2パーセント程度、毎年2パーセントの物価上昇率を見込んでいたけれども、今回は何パーセントで見込みましたというようなところも、全体に効いてくるようなところの主要な与件の違い、その与件の違いがもたらしたところの結果としての費用がどのぐらいずれたのかというところの、メインのところを少し分かりやすい形でこの仮試算補足いただくような見せ方を少ししていただけると、そこを出発台として議論ができるのではないかなと、中身の確認に時間を取るよりは良いように感じました。

それから、4条の資本的収支の方で先ほどお話がございましたが、建設改良費の処理センターのあり方のコンセプトがかなり大きく変わっておりますので、年次計画でも変わっておりますし、全体でもかなりその規模が変わってきてしまっているのかなと思ってございます。それが4条の資本的収支だけに収まらずに、最終的には減価償却費という形で収益的収支にもはね返ってくるという形になりますので、こちらの方も細かいところまで追うと非常に大変でございますので、主要な投資部門について、こちらの現行の計画で見込んでおられたスケジュール、あるいは費用、それが今回の試算でこういうように変わって、それが例えば5年スパンで見るといくらぐらいのずれになったというような形で、少しかみ砕いて教えていただけますと、全てをひっくり返して対象付けて見なくても済むかと思っておりますので、次そのような資料の工夫をいただけないかというところがお願いでございます。以上でございます。

(幹事) ありがとうございます。上昇率の見込み等に関して今、口頭で説明いたしましたでしたが、その部分ですとか、使用水量、水量そのもの見込みの変化ですとか、その辺りについては、次回こちらの方をお示しさせていただいて御議論の方をいただければと考えております。

(会長) 良い御提案をありがとうございました。

いかに分かりやすくピックアップするかが少し大変かもしれませんが、議論が細部に行ってしまうと、なかなか全体像が見えなくなると思うので、大所を上手くつかめるような表か何かできると良いと思います。

他には何か御質問とか御意見ありますか。

参考までに、先ほど委員から、基本使用料の4立方メートルの方、まあそうなのかなという御意見もありましたが、何かこういうことからそ

うかなと思われるところがあったら少し解説していただくことは可能ですか。

(委員) 私の住んでいるところでも一世帯の人数がどんどん減ってきて、単身世帯といいますか、高齢者でかつ単身世帯が増えていて、そのおじいちゃんおばあちゃんたちが、極端な場合にはもう自分ではお風呂に入れなから、お風呂の車が来て、お風呂に入れてもらうそうです。従って、自分の家の水道はほとんど使わないというような、分かりやすい例ですが、そのような世帯が増えている。あるいはお風呂に入る回数がどんどん減っているそうです。それからもう一つは、どのくらい増えているのか分かりませんが、独身の単身世帯の場合ですと、ほとんどの生活が職場で行われるため、家での水道使用量が少ないということがあります。基本使用水量の8立方メートルは、やはり下げていかざるを得ないなど感じます。そのような世帯が増えているということ、また単身世帯の生活の中身が、水を少なく使う方向にあるのではないかと感じます。

(会長) どうもありがとうございます。他には何か御質問とか御意見とかありますか。

(委員) 興味があるだけなのですが、資料4-4だと思うのですが、棒グラフで0立方メートルから8立方メートルのところ、これはもう少し詳細なデータというのはあったりするのでしょうか。つまり0立方メートルから4立方メートルなど。

(担当課) 御質問ありがとうございます。資料4-4についてですが、調定の実績をもとに出しているもので、出すとなればもう少し細かいものもおそらく御用意できるかと思えます。現状ではすみません、御用意ないのですが。

(委員) ありがとうございます。今ちょうどさらに細かく分けていくという話が出ていたので、もしそのような細かいデータが出れば、どういう世帯が増えていっているのかというのが分かるかと思いました。ありがとうございます。

(担当課) ありがとうございます。こちらの4-4のこの資料ですが、調定水量が0から8立方メートルの人がここに集められているというわけではなくて、例えば100立方メートル使った方も0から8立方メートルの区分の使用料についてはお支払いいただいているので、そこの区分としての料金回収がどの程度できているかで作っている資料になります。基本使用料のこの一番左の青い箇所については、全使用者に対して賦課されるものになりますので、皆さんお支払いしていただいている部分という形になります。例えば10立方メートル使いましたという方ですと、この青の

ところにも含まれますし、一部オレンジのところにも含まれるという形で集計されているものになります。今のお話ですと、実際の使用している水量がどのくらいかの割合をというイメージでいらっしゃいますか。

(委員) はい。そういう表だと思って見ていたのですが、各区分による使用料回収割合というこのタイトルが、見た目ではっとタイトル読まなくても。

(担当課) ですので、今お話しいただいたとおり、今後例えば基本水量をどうするのかという検討をしていただく中で、実際、何立方メートルの調定の方がどの程度いらっしゃるのかというような数値はこちらで御用意してお見せできるかと思えます。

(委員) ちなみにこの表のデータの読み方というか、これを見ることで、何が理解できるかといいますか、何を目的にこの表を作られたのですか。

(担当課) こちらの資料につきましては、前回の議論の中で各区分の累進度、どの程度遡増しているのかというのを見るときに、皆さんに御負担いただける基本使用料での回収割合を高めた方が良いという議論がございました。その中で実際に8立方メートル使っている方も100立方メートル使っている方も、基本使用料については同様に御負担いただく部分なので、それぞれの区分でどの程度回収できているかというのを見ていただくために作った資料になるので、実際それぞれ皆さんが使っている水量がどのくらいかを見るというよりは、料金表の各区分で回収できている金額がどのくらいかというための資料になります。

(委員) ありがとうございます。もう少し自分の中で考えてみます。まだ理解しきれていないところが正直なところなので。

(担当課) ありがとうございます。

(幹事) こちら一般的にですが、今鎌倉市1世帯当たり約3人いるのですが、3人世帯ですと大体24立方メートルか25立方メートル使うと言われていたのですが、実際には今20立方メートルほどしか使っていません。この表では20立方メートルまでというところで鎌倉市は60パーセント、重ねていきますので、20立方メートルまで使っている人となったときに、青とオレンジと灰色を重ねますと、60パーセントを超えているのですが、正直珍しいです。ここまで6割は使用料で回収しています。つまり、一般家庭の皆さんで6割分は回収しているということが分かるようになっていきます。先ほど最初にありましたが、他の市の場合ですと、大きい工場などがあり、大口が多いと20立方メートルまででこんな6割も回収せずに、それこそ半分も回収すれば、残りは大手さんをお願いしま

しょうという経営ができるところもあります。ただしリスクもあります。というところで、委員からも御紹介がありましたように、鎌倉市は大口がほとんどないというところで、大体どれくらいを回収できるかという視点に入って作っているということになります。

(会長) ありがとうございます。少し私も誤解していたのですが、結局この8立方メートルまでというのは、8立方メートル以下しか使っていない家の分を集計したのではなく、全部の水量のうち8立方メートルまでの料金になるものがこれだけということだったということでしたか。

(担当課) おっしゃるとおりです。

(会長) それはぱっと見て誤解している人も多いかもしれないので、何かそういうことをどこかに書いておいた方が良いですね。

そうすると、実際の家をイメージしながら議論しようとする、これをさらにもう1回読みこなさないといけないということがよく分かりました。

(担当課) 前回御審議いただいた中では、実際の使用水量別の割合をお示しさせていただいているので、同じような形でまた資料の御用意はできると思います。

先ほど、調定ベースでというお話をさせていただきましたが、水道局さんの方で、一般の御家庭ですと2か月に1度、点検に行っていて、その賦課する水量のデータの集計が市の方に来ますので、それによって割合等の資料を作ってお示しできるかと思えます。

(幹事) 今調定という言葉が出ましたが、調定というのは実は行政用語でございまして、水道局から水道のデータをもらって、その水量別に価格を定めることです。8立方メートル使ったらいくら、10立方メートル使ったらいくら、この方が納めるというような決定のことを調定と言います。

(委員) 字はどういう字を書きますか。

(担当課) 調べる定めるです。

(会長) 他にはよろしいでしょうか。

それでは前回の答申、戦略に基づいて、資本費算入率目標を満たすという試算を行っていただきましたが、いろいろ御意見が出ていますので、今後について事務局の方から何かありますか。

(幹事) 本日は貴重な御意見いろいろありがとうございました。今回の試算の

結果、令和8年度の改定率というのは、前回経営戦略策定したときに比べまして大幅に増加するということになりました。先ほど説明させていただいておりますが、物価高騰による経費の増加が影響していると考えています。

本来私どもとしても、下水道使用料の改定は必要なものと認識しております。しかしながら、今ある経営戦略について議論いただいた際には、皆様からいただいた市民の感覚を考慮して試算を繰り返しました。改定率のバランスを見つつ、まとめていただいたものです。

先ほど説明いたしましたが、下水道使用料と一括徴収をしております水道料金につきましても、令和6年の10月から3年かけて料金改定が3回行われるなど社会情勢もごございますので、市民の負担も考慮するとともに、下水道事業が財源不足とならないよう十分留意しながらにはなるのですが、再び試算をさせていただきたいと考えておりますので、そちらをお願いしたいと思っております。いかがですか。

(会長) 今、幹事から投資・財政計画の次の再計算についてお話がありましたが、何か御意見とか御質問とかありますか。

特になければ、先ほどの市民の負担感という言葉もありましたが、投資・財政計画の再計算をお願いすることにいたします。併せて実際の使用料のイメージのために、仮試算その2になりますが、その場合の単価表や、早見表的なもの、市民のものもお願いできればと思います。

(担当課) ありがとうございます。それでは仮試算に基づきまして、仮に各区分一律に改定した場合の単価表と早見表を作って、お示ししたいと思います。その際の基本使用料の区分についてですが、今委員からも4立方メートルが良いのではないかと御意見もいただいたところですので、現行の8立方メートル、それから4立方メートルと、もう1パターン、前回の方針の中で使用水量に関わらない基本使用料のあり方ということで、付帯意見をいただいておりますので、基本水量0立方メートルというその3パターンで作成しようと思っておりますがいかがでしょうか。

(会長) 今、事務局から3パターンでという話もありましたが、それについては何かありますか。

(委員からの発言なし)

(会長) よろしいですか。  
ではそれをお願いいたします。

(担当課) ありがとうございます。ではその3パターンで単価表と使用料の早見表を作って次回お示しさせていただきますので、よろしく願いいたし

ます。

(委員) 追加のお願いをさせていただいてよろしいでしょうか。

(幹事) はい。

(委員) 実際に一律に料金表に割り振った場合の試算結果、これは今年度議論のあれになりませんが、こういう何立方メートルでいくらというのだけ見た場合に、例えば、私は水道をやっていますので、大体こういうところならこのぐらい使うかなというのは感覚的に分かるのですが、一般の方々の中々分からないと思いますので、私どもも実は「さがみの水」という先ほどの広報誌でもやらせていただいている、手前みそで恐縮ですが、いくつかモデルケース的な、例えば単身の御家庭とか、御夫婦2人でお子さんを2人だとか、あるいは例えば何平方メートルぐらいの店舗とかいくつか分かりやすい、想像しやすいモデルケースみたいなものでお示しいただくと、より身近にその数字というものを感じられるかと思っておりますので、そういった御工夫をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(担当課) 御意見を参考にして作成させていただきます。

(幹事) モデルケースということで、単身世帯や御家族など、先ほど鎌倉市大体3人ほどの世帯と御紹介したのですが、今確認しましたら、思った以上に核家族化が進行してしまっていて、平均でもう2.2人ということですので、2.2人ですと大体16立方メートルも使うかどうかという感じなのですが、その辺のところの実際の状況等も確認して資料を作成させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(会長) 次の計算についていろいろありましたが、それでよろしいですか。そういう形で試算を進めていただくことにして、議題については以上で、次が「3 その他」について、事務局あればお願いします。

(担当課) 第2回、前回の審議会において、委員から御質問いただきました内容について、回答させていただきます。雨水管理総合計画に関して、雨水管理総合計画策定ガイドライン案には、計画降雨の算定に必要な降雨データの算用年が定められているか、それは何年から何年かという御質問です。

答えですが、ガイドラインには1951年から2010年の20年以上のデータを使用するとなっています。また、2011年以降のデータを使用する際には、個別にトレンドの検討を実施した結果、降雨量の定常性が確認された場合は使用することは妥当とされています。一方、下水道施設計

画設計指針と解説では、降雨資料の収集期間が少なくとも 20 年、なるべく 40 年以上が望ましいと記載されています。

鎌倉市の新計画降雨は、横浜、三浦、辻堂の 3 観測所の 1976 年から 2021 年の 46 年のデータを使用しております。これは一部の観測所において、2010 年までのデータでは 20 年以上のデータを収集できないため、2011 年以降のデータも使用したもので、降雨の定常性等を確認しており、ガイドラインに沿ったものとなっております。以上です。

(委員) ありがとうございます。

(会長) それでは以上をもちまして、本日の鎌倉市下水道事業運営審議会については、終了いたします。皆様御協力ありがとうございました。

以上